

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

「特別遺族給付金」に関する 大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正石綿救済法」といいます）が、令和4年6月17日に施行されました。この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

①

特別遺族給付金の
請求期限

令和14年3月27日まで
延長されました。

②

特別遺族給付金の
支給対象

令和8年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の方
へと拡大されました。

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続などについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。（フリーダイヤル 0120-389-931）

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック → 雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。（労災認定等事業場一覧表を掲載しています）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

①特別遺族給付金の請求期限の延長

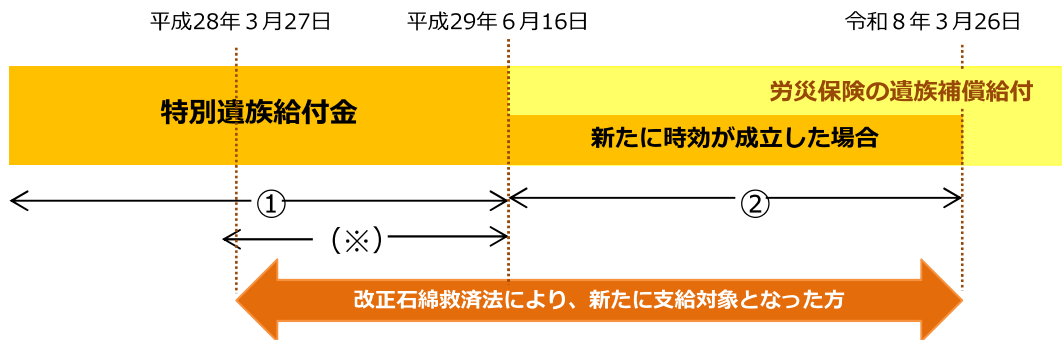
令和14年3月27日まで延長されました。

②特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 令和8年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者。以下同じ）のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

(2) 労働者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります。



① 平成29年6月16日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。
- (※) 特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成28年3月27日から平成29年6月16日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。

② 平成29年6月17日から令和8年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（令和4年6月17日）以降、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合は、特別遺族給付金の支給対象となります。
- なお、令和8年3月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

★ 請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真などがなかったために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付（環境再生保全機構から給付）についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

☆救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 フリーダイヤル 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

☆救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものか仕事以外のものか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。